

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第3項に規定する技術的読替えに関する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第44号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第3項に規定する技術的読替えに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年四日市市条例第25号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第3項に規定する技術的読替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(条例等の読替え)

第2条 平成29年改正条例附則第3項の規定による四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年四日市市条例第31号。以下「条例」という。）及び四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年規則第38号。以下「規則」という。）の技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
条例第4条から第6条まで、第7条第1項、第8条、第9条、第11条第12条及び第13条第2項	指定管理者	市長
条例第4条、第7条第1項及び第3項、第8条、第9条及び別表第2	利用料金	使用料
条例第7条第2項	利用料金の額は、別表第2から別表第5までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 ただし、設備器具及び備付物品については、4,200円以内の範囲内で指定管	使用料の額は、別表第2から別表第5までに定める額とする。

	理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。	
条例第7条第3項	定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。	定める額とする。
規則第2条	指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は
規則第2条第3号、第3条第2項、第4条から第6条まで、第7条第3項、第8条第1項、第9条第1項、第10条から第12条まで、第14条第1項及び第2項、第15条第1項第6号、第16条、第17条、第19条及び第20条	指定管理者	市長
規則第3条第1項	指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。	市長が定める日とする。
規則第11条から第14条まで	利用料金	使用料

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（有効期限）

- 2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

（スポーツ・国体推進部スポーツ課）